

【記入例③】転勤、再就職等により新勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

③異動があった場合は、速やかに提出してください。

事業所について記入してください。

異動者の氏名、フリガナ、生年月日等を記入してください。事業所で使用している受給者番号があれば、ご記入ください。

賦課期日(1月1日)の住所を記入してください。1月1日以降住所の変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。

税額通知書の個別明細に記載されている「年税額」を記入してください。

新しい事業所で既に当市の指定番号をお持ちの場合は、番号を記入してください。新規の場合は、【新規】に○をつけてください。

新しい事業所について記入してください。

異動者の税額について、何月分から何月分まで徴収したかを記入し、徴収済額の合計を記入してください。

年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額を記入してください。

この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。

納入書の要否について、該当番号を記入してください。

税額通知書に記載されている指定番号、宛名番号を記入してください。

この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。

【1】(特別徴収継続)と記入してください。

異動の事由について、該当する番号を記入してください。

異動日(退職日等)を記入してください。

新しい事業所で特別徴収を開始する月と、月割額を記入

新しい事業所で使用する受給者番号があればご記入ください。なければ記入は

第十八号様式(用紙日本産規格A4)(第十条関係)

ご注意

1. 黒のボールペン又はペンで記入してください。

2. 「受給者番号」の欄には、特別徴収の税額通知書に記載された受給者番号を記載してください。

3. 給与の支払を受けることなく、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄に必要事項を記載してください。

4. 一月一日から四月三十日まで(期間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています)。

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者 指定番号 152**

宛名番号 21

所属 総務課給与係

氏名 矢板 花子

電話 0287-43-****

内線 (251)

所在地 〒329-2192 矢板市本町5番**号

フリガナ ヤイタシヨウジ

氏名又は名称 矢板商事 株式会社

個人番号又は法人番号 701330280****

令和 6年11月20日提出

給与支払者 給与支払者 特別徴収者

フリガナ トナギ イチロウ

氏名 橋本 一郎

生年月日 昭和 59年 5月 27日

個人番号 *1234567****

受給者番号 10-0000

1月1日現在の住所 矢板市鹿島町30番地**号

異動後の住所 同上

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 70,500 円

(イ) 徴収済額 29,900 円

(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 40,600 円

異動年月日 R6年 2月 11日 10日

異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 352** (新規)

法人番号 701234567****

所在地 〒329-1571 矢板市片岡3549番地**

フリガナ カタオカシヨウジ

氏名又は名称 かたおか商事 株式会社

連担 絡当 先者 人事課給与係 片岡 幸子

電話 0287-48-****

内線 (221)

受給者番号 000123

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 2 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 ☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

徴収予定月 徴収予定日 徴収予定額 (上記(ウ)より算出)

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)を納入します。

理由 ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3. 普通徴収の場合

理由 ☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため